

津 市 公 報

第 60 号
平成 20 年 6 月 20 日
金 曜 日

目 次

告 示

国民健康保険被保険者証の無効

計量器の定期検査

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

下半期津市水道事業及び津市工業用水道事業業務状況の公表

下半期津市駐車場事業業務状況の公表

下半期津市農業共済事業の業務状況の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公 告

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

都市計画の変更に係る縦覧

農業振興地域整備計画の変更

市営住宅の補充入居者の募集

市営若者住宅の補充入居者の募集

犬の抑留

地籍調査の実施

津市農用地利用集積計画

道路の位置の指定

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部を改正する告示

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数並びに 3 分の 1 の数

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

監査委員告示

監査結果に対する措置報告

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示 98 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 4 9 4 9 9 7	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 5 月 1 日
2 1 6 9 1 7 0	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 5 月 7 日
7 1 7 7 5 3 1	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 5 月 1 8 日
7 1 6 5 3 8 9	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 0 年 5 月 2 0 日

津市告示第 9 9 号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 2 0 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 2 条第 2 号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
8 月 2 0 日	水	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	白塚市民センター
8 月 2 1 日	木	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	津市計量検査所
8 月 2 5 日	月	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	美里社会福祉センター
8 月 2 6 日	火	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市河芸庁舎
		1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	津市芸濃庁舎
8 月 2 8 日	木	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市安濃庁舎
		1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	津市計量検査所
8 月 2 9 日	金	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市計量検査所
		1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	

3 検査対象地域

北立誠地域、南立誠地域、敬和地域、養正地域、新町地域、白塚地域、栗真地域、一身田地域、安東地域、櫛形地域、片田地域、神戸地域、大里地域、高野尾地域、河芸地域、芸濃地域、美里地域、安濃地域

津市告示第 1 0 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年久居市告示第 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

久居団地自治会

三重県津市久居野村町 3 7 2 番地 1 2

代表者 村 田 努

2 変更に係る事項

代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	変 更 前	藤 田 健 津市久居野村町 3 7 2 番地 1 6 6
	変 更 後	村 田 努 津市久居野村町 3 7 2 番地 1 2

事 務 所 の 所 在 地	変 更 前	津市久居野村町 3 7 2 番地 1 6 6
	変 更 後	津市久居野村町 3 7 2 番地 1 2

3 変更の年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の変更及び事務所の所在地変更

津市告示第 1 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 18 年久居市告示第 4 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

川方自治会

三重県津市川方町 4 7 6 番地 1 1

代表者 土 性 勉

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	佐 藤 松 男 津市川方町 5 0 1 番地 2 5
	変更後	土 性 勉 津市川方町 4 7 6 番地 1 1

事務所の所在地	変更前	津市川方町 5 0 1 番地 2 5
	変更後	津市川方町 4 7 6 番地 1 1

3 変更の年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の変更及び事務所の所在地変更

津市告示第 1 0 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

竹原区

三重県津市美杉町竹原 3 1 9 5 番地

代表者 岡田武士

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更 前	山口倍生 三重県津市美杉町八手俣 1 1 0 3 番地 1
変更 後	岡田武士 三重県津市美杉町竹原 3 1 9 5 番地

3 変更の理由及び年月日

定期総会において、平成 2 0 年 5 月 2 4 日より新任

津市告示第 1 0 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 4 9 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

岩原区自治会

三重県津市芸濃町棕本 3 9 3 7 番地 1

代表者 犬飼 肇

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更 前	犬飼 肇 津市芸濃町棕本 3 9 4 3 番地 1
	変更 後	犬飼 肇 津市芸濃町棕本 3 9 4 3 番地 1

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日定期総会において再任

津市告示第 1 0 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰 1 5 2 番地 5

代表者 松 本 嘉 彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小 野 泰 治 三重県津市一志町大仰 2 8 7 番地
変更後	松 本 嘉 彦 三重県津市一志町大仰 2 4 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 4 月 1 3 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 0 5 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）第 5 条の規定に基づき、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの津市水道事業の業務及び津市工業用水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 2 0 年 6 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 津市水道事業の概要

本年度の下半期の業務量につきましては、給水戸数は122,291戸で、配水量は21,734,562 m³、有収水量は18,668,329 m³となりました。

下半期の経営状況としましては、収益では、営業収益3,197,335,610円、営業外収益600,527,840円、特別利益1,003,364円で合計3,798,866,814円となりました。

費用では、営業費用3,524,201,561円、営業外費用298,953,843円、特別損失50,221,548円で合計3,873,376,952円となり、収支差引におきまして、74,510,138円の純損失となりました。

2 経理の状況

今期末の状況は、損益計算書（別表1・2）及び貸借対照表（別表3）のとおりであります。

別表1

平成19年度津市水道事業損益計算書

(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	2,636,624,410		
(2)	受託工事収益	516,966,257		
(3)	その他営業収益	<u>43,744,943</u>	3,197,335,610	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	1,574,813,214		
(2)	配水及び給水費	353,996,191		
(3)	受託工事費	394,888,854		
(4)	業務費	176,525,495		
(5)	総係費	288,927,825		
(6)	減価償却費	732,591,562		
(7)	資産減耗費	2,419,121		
(8)	その他営業費用	<u>39,299</u>	<u>3,524,201,561</u>	
	営業損失			326,865,951
3	営業外収益			
(1)	他会計補助金	386,185,000		
(2)	雑収益	90,629,190		
(3)	新規給水加入金	96,911,000		
(4)	受取利息及び配当金	<u>26,802,650</u>	600,527,840	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	262,087,075		
(2)	雑支出	<u>36,866,768</u>	<u>298,953,843</u>	<u>301,573,997</u>
	経常損失			25,291,954
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	722,120		
(2)	固定資産売却益	<u>281,244</u>	1,003,364	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	<u>50,221,548</u>	<u>50,221,548</u>	<u>△49,218,184</u>
	当期純損失			74,510,138
	前期繰越欠損金			<u>1,447,720,106</u>
	当期未処理欠損金			<u><u>1,522,230,244</u></u>

別表2

平成19年度津市水道事業損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
(1)	給水収益	5,369,018,988		
(2)	受託工事収益	547,720,246		
(3)	その他営業収益	<u>60,664,233</u>	5,977,403,467	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	3,099,335,899		
(2)	配水及び給水費	612,391,898		
(3)	受託工事費	495,169,212		
(4)	業務費	315,449,854		
(5)	総係費	451,081,417		
(6)	減価償却費	1,469,064,562		
(7)	資産減耗費	2,419,121		
(8)	その他営業費用	<u>99,895</u>	<u>6,445,011,858</u>	
	営業損失			467,608,391
3	営業外収益			
(1)	他会計補助金	386,185,000		
(2)	雑収益	136,822,397		
(3)	新規給水加入金	186,146,000		
(4)	受取利息及び配当金	<u>26,802,650</u>	735,956,047	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	533,807,817		
(2)	雑支出	<u>36,866,768</u>	<u>570,674,585</u>	<u>165,281,462</u>
	経常損失			302,326,929
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	3,562,319		
(2)	固定資産売却益	<u>281,244</u>	3,843,563	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損失	<u>52,428,287</u>	<u>52,428,287</u>	<u>△48,584,724</u>
	当年度純損失			350,911,653
	前年度繰越欠損金			<u>1,171,318,591</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>1,522,230,244</u></u>

別表3

平成19年度津市水道事業貸借対照表

(平成20年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,712,225,838	
ロ 立 木	4,386,284	
ハ 建 物	2,371,277,538	
減価償却累計額	<u>733,177,483</u>	1,638,100,055
ニ 構 築 物	51,220,559,130	
減価償却累計額	<u>19,056,824,105</u>	32,163,735,025
ホ 機 械 及 び 装 置	8,930,523,143	
減価償却累計額	<u>5,615,689,005</u>	3,314,834,138
ヘ 車 両 運 搬 具	59,186,260	
減価償却累計額	<u>45,296,762</u>	13,889,498
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	380,442,472	
減価償却累計額	<u>295,101,005</u>	85,341,467
チ 建 設 仮 勘 定	<u>1,010,065,715</u>	
有形固定資産合計		39,942,578,020

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 中 勢 水 道 利 用 権	246,359,144	
ロ 庁 舎 利 用 権	104,022,860	
ハ 電 話 加 入 権	<u>2,251,682</u>	
無形固定資産合計		352,633,686

(3) 投 資

イ 基 金	<u>121,911,377</u>	
投資合計		<u>121,911,377</u>
固定資産合計		40,417,123,083

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	3,905,709,891	
(2) 未 収 金	689,680,460	
(3) 貯 蔵 品	98,776,223	
(4) 前 払 費 用	1,974,708	
(5) 前 払 金	15,400,000	
(6) その他流動資産	<u>3,700,000</u>	

流動資産合計		<u>4,715,241,282</u>
資産合計		<u>45,132,364,365</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 引 当 金		
イ 退職給与引当金	12,999,221	
固 定 負 債 合 計		12,999,221
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	499,239,299	
(2) その他流動負債	209,642,063	
流 動 負 債 合 計		708,881,362
負 債 合 計		721,880,583

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	6,518,179,392	
(2) 借 入 資 本 金		
イ 企 業 債	15,183,793,629	
借入資本金合計	15,183,793,629	
資 本 金 合 計		21,701,973,021
6 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 工 事 負 担 金	12,387,104,736	
ロ 受贈財産評価額	3,798,750,256	
ハ 国 県 補 助 金	3,768,556,536	
ニ 寄 付 金	240,152,160	
ホ 新規給水加入金	2,018,237,549	
ヘ 他 会 計 補 助 金	1,534,415,466	
ト 基 金 利 息	24,116,510	
チ 基 金 繰 入 金	459,407,792	
資 本 剰 余 金 合 計		24,230,741,005
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 当年度未処理欠損金	1,522,230,244	
欠 損 金 合 計		1,522,230,244
剰 余 金 合 計		22,708,510,761
資 本 合 計		44,410,483,782
負 債 資 本 合 計		45,132,364,365

1 津市工業用水道事業の概要

本年度の下半期の業務量につきましては、配水量は169,782 m³、有収水量は167,664 m³となりました。

下半期の経営状況としましては、収益では、営業収益10,800,000円、営業外収益1,237,716円で合計12,037,716円となりました。

費用では、営業費用10,027,778円となり、収支差引におきまして、2,009,938円の純利益となりました。

2 経理の状況

今期末の状況は、損益計算書（別表1・2）及び貸借対照表（別表3）のとおりであります。

別表1

平成19年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)

単位 円

1	営業収益			
	(1) 給水収益	<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	1,837,418		
	(2) 総係費	5,298,303		
	(3) 減価償却費	<u>2,892,057</u>	<u>10,027,778</u>	
	営業利益			772,222
3	営業外収益			
	(1) 雑収益	560,852		
	(2) 受取利息及び配当金	<u>676,864</u>	<u>1,237,716</u>	<u>1,237,716</u>
	経常利益			<u>2,009,938</u>
	当期純利益			2,009,938
	前期繰越利益剰余金			<u>1,418,004</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>3,427,942</u></u>

別表2

平成19年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

単位 円

1	営	業	収	益									
	(1)	給	水	収	益	<u>21,600,000</u>	21,600,000						
2	営	業	費	用									
	(1)	原	水	及	び	浄	水	費	2,902,557				
	(2)	総		係		費	10,698,160						
	(3)	減	価	償	却	費	<u>5,809,057</u>	<u>19,409,774</u>					
		営	業	利	益					2,190,226			
3	営	業	外	収	益								
	(1)	雑		収	益	560,852							
	(2)	受	取	利	息	及	び	配	当	金	<u>676,864</u>	<u>1,237,716</u>	<u>1,237,716</u>
		経		常	利	益						<u>3,427,942</u>	
		当	年	度	純	利	益					3,427,942	
		前	年	度	繰	越	利	益	剰	余	金	<u>0</u>	
		当	年	度	未	処	分	利	益	剰	余	金	<u>3,427,942</u>

別表3

平成19年度津市工業用水道事業貸借対照表

(平成20年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,650,000

ロ 建 物 7,999,210

減価償却累計額 4,921,078 3,078,132

ハ 構 築 物 85,309,046

減価償却累計額 51,536,308 33,772,738

ニ 機 械 及 び 装 置 78,096,020

減価償却累計額 28,226,913 49,869,107

ホ 車 両 運 搬 具 1,732,785

減価償却累計額 807,614 925,171

ヘ 工具、器具及び備品 360,000 360,000

有形固定資産合計 89,655,148

固 定 資 産 合 計 89,655,148

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 97,530,510

(2) 未 収 金 1,890,000

流 動 資 産 合 計 99,420,510

資 産 合 計 189,075,658

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 修繕引当金

500,000

固定負債合計

500,000

4 流動負債

(1) 未払金

流動負債合計

386,013

386,013

負債合計

886,013

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金

資本金合計

131,979,612

131,979,612

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 工事負担金

1,657,500

資本剰余金合計

1,657,500

(2) 利益剰余金

イ 利益積立金

11,116,345

ロ 建設改良積立金

40,008,246

ハ 当年度末処分利益剰余金

3,427,942

利益剰余金合計

54,552,533

剰余金合計

56,210,033

資本合計

188,189,645

負債資本合計

189,075,658

津市告示第 1 0 6 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 8 号）の規定に基づき、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの津市駐車場事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 2 0 年 6 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 事業報告書

概 況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場及びアスト駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めています。

平成19年10月1日から平成20年3月31日までの利用状況は、次のとおりです。

ア 利用台数	320,648台（前年同期	325,222台）
イ 一日平均台数	1,763台（前年同期	1,798台）

2 経理の状況

平成19年度下半期の経理の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 平成20年度駐車場事業について

別冊のとおりです。

別表1

平成19年度下半期津市駐車場事業損益計算書

(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>108,154,858</u>	108,154,858	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	56,851,411		
	(2) 減 価 償 却 費	<u>19,349,608</u>	<u>76,201,019</u>	
	営 業 利 益			31,953,839
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	<u>122,301</u>		
	(2) 雑 収 益	<u>147,412</u>	269,713	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>14,191,388</u>	<u>14,191,388</u>	<u>△ 13,921,675</u>
	経 常 利 益			18,032,164
	当 期 純 利 益			18,032,164
	前 期 繰 越 欠 損 金			<u>473,655,149</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>455,622,985</u></u>

別表2

平成19年度津市駐車場事業貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地		1,264,146,151	
イ 建 物	1,205,725,411		
減価償却累計額	<u>313,068,768</u>	892,656,643	
ウ 構 築 物	1,070,200		
減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510	
エ 機 械 及 び 装 置	92,929,272		
減価償却累計額	<u>62,872,948</u>	30,056,324	
オ 工具、器具及び備品	16,771,940		
減価償却累計額	<u>14,429,984</u>	<u>2,341,956</u>	
有形固定資産合計		<u>2,189,254,584</u>	
固 定 資 産 合 計			2,189,254,584

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	49,405,843
(2) 未 収 金	153,675
(3) その他流動資産	<u>500,000</u>

流 動 資 産 合 計	<u>50,059,518</u>
-------------	-------------------

資 産 合 計	<u><u>2,239,314,102</u></u>
---------	-----------------------------

負債の部

3	固定負債		
	(1) 他会計借入金	<u>273,505,301</u>	
	固定負債合計		273,505,301
4	流動負債		
	(1) 未払金	9,594,537	
	(2) 前受金	661,500	
	(3) その他流動負債	<u>500,000</u>	
	流動負債合計		<u>10,756,037</u>
	負債合計		284,261,338

資本の部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	1,749,973,027	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	<u>660,702,722</u>	
	借入資本金合計	<u>660,702,722</u>	
	資本金合計		2,410,675,749
6	剰余金		
	(1) 欠損金		
	ア 当期末処理 欠損金	<u>455,622,985</u>	
	欠損金合計	<u>455,622,985</u>	
	剰余金合計		<u>△ 455,622,985</u>
	資本合計		<u>1,955,052,764</u>
	負債資本合計		<u><u>2,239,314,102</u></u>

津市告示第 1 0 7 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市農業共済条例（平成 1 8 年条例第 1 8 5 号）第 1 4 8 条の規程に基づき、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの津市農業共済事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 2 0 年 6 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

平成 19 年度下半期 津市農業共済事業業務状況説明書

1 事業報告書

(1) 農作物共済

平成 19 年産水稻の管内被害状況は、面積で引受面積の 1.0%にあたる 3,956 a、共済減収量は引受収量の 0.3%にあたる 3 万 7,634kg の通常被害となり、124 戸の農家に、共済金 839 万 2,382 円を支払いました。

被害の内容は、風水害等 65.2%、鳥獣害 15.4%、病虫害 9.7%、干害 5.1%、塩害 4.6%でした。

平成 19 年産麦の災害収入共済方式による引受けの被害状況は、共済減収量 3 万 9,298kg となり、6 戸の農家に共済金 109 万 8,397 円を支払いました。

平成 20 年産麦の引受状況は、一筆方式で引受戸数は 7 戸、引受面積 6,148 a、災害収入共済方式は引受戸数 58 戸、引受面積 8 万 496 a となりました。

また、平成 16 年産から平成 18 年産に係る無事戻金として、水稻で 2,830 戸に 788 万 4,667 円、麦で 22 戸に 195 万 9,074 円をそれぞれ支払いました。

(2) 家畜共済

平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月までの引受頭数は乳用牛 2 頭、肉用牛 23 頭でした。

事故の状況としては、死廃事故が 61 頭で共済金 780 万 3,396 円、病傷事故が 281 件で共済金 695 万 3,880 円をそれぞれ支払いました。

(3) 畑作物共済（大豆）

平成 19 年産大豆については、成育期における台風等による大きな被害は見られなかったものの、土壌湿潤害や猿・猪・鹿等による獣害が中山間部を中心に多く見られました。その結果、収穫量が引受収量を下回り、共済金の支払い対象となる見込みです。

(4) 園芸施設共済

平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月までの引受状況は、47 戸の農家で、108 棟でした。

被害の状況は、強風による影響により被覆物の破損で、特定園芸施設 3 棟に対し、17 万 9,683 円を共済金として支払いました。

(5) 業務勘定

業務勘定については、経費の効率化に留意し、諸経費の節減に努めましたが、業務引当金より 3,526 万 9,345 円の戻入れを行いました。

2 経理の状況

平成 19 年度下半期の経理状況は、損益計算書（別表 1）及び貸借対照表（別表 2）のとおりであります。

3 平成 20 年度予算の概要

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入

第 1 款 共済事業収益	2 4 8, 9 2 8 千円
第 1 項 事業収益	2 0 2, 6 4 6 千円
第 2 項 事業外収益	4 5, 6 5 2 千円

支出

第 1 款 共済事業費用	2 4 8, 2 9 8 千円
第 1 項 事業費用	2 4 7, 7 8 2 千円
第 2 項 事業外費用	5 1 1 千円
第 3 項 予備費	5 千円

(2) 他会計からの補助金

経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

業務勘定 一般会計繰入金	6 7, 0 0 0 千円
--------------	---------------

4 平成 20 年度の経営方針

事業の予定量

(1) 農作物共済

水稻

ア 引受戸数	5, 0 3 0 戸
イ 引受面積	3 8 2, 0 0 0 a
ウ 引受収量	1 2, 8 3 5, 2 0 0 kg
エ kg 当り共済金額	2 2 2 円
オ 共済金額	2, 8 4 9, 4 1 4, 4 0 0 円
カ 保険金額	2, 8 1 1, 5 1 7, 1 8 8 円

麦

ア 引受戸数	7 3 戸
イ 引受面積	8 5, 2 0 0 a

ウ	引受収量（一筆のみ）	83,720 kg
エ	kg当り共済金額	56 円
オ	基準生産金額（災害収入）	120,000,000 円
カ	共済金額	112,688,320 円
キ	保険金額	102,679,938 円

(2) 家畜共済

ア	引受戸数	19 戸
イ	引受頭数	1,545 頭
	(ア) 乳用牛	765 頭
	(イ) 肉用牛	710 頭
	(ウ) 種豚	20 頭
	(エ) 肉豚	50 頭
ウ	共済金額	432,607,500 円
エ	保険金額	346,086,000 円

(3) 畑作物共済

大豆

ア	引受戸数	27 戸
イ	引受面積	33,500 a
ウ	引受収量	434,160 kg
エ	kg当り共済金額	159 円
オ	共済金額	69,031,440 円
カ	保険金額	62,128,296 円

(4) 園芸施設共済

ア	引受戸数	153 戸
イ	引受棟数	252 棟
ウ	共済金額	211,189,000 円
エ	保険金額	190,070,100 円

(5) 損害防止事業

ア	水稻病虫害防除事業（実施面積）	382,000 a
イ	家畜の肝蛭症検査等（実施頭数）	1,210 頭
ウ	獣害対策事業（狩猟免許取得支援事業）	35 人
	（害獣捕獲用檻設置補助事業）	30 基

別表1

平成19年度下半期津市農業共済事業損益計算書

(平成19年10月1日から平成20年3月31日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.事業収益						
(1) 共 済 掛 金	5,085,301	347,021		571,205		6,003,527
(2) 交 付 金	1,343,986					1,343,986
(3) 保 険 金	2,847,233	8,800,152		161,713		11,809,098
(4) 診 療 収 入						
(5) 受取診療補填金		2,880,430				2,880,430
(6) 技 術 給 付 金		876,625				876,625
(7) 還 付 収 入 金						
(8) 連 合 会 特 別 交 付 金	2,953,122					2,953,122
(9) 責 任 準 備 金 戻 入	6,233,866	804,599		126,558		7,165,023
(10) 支 払 備 金 戻 入			42,465			42,465
(11) 固 定 化 債 権 引 当 金 戻 入						
(12) 法 定 積 立 金 戻 入		154,514				154,514
(13) 特 別 積 立 金 戻 入	12,378,332					12,378,332
(14) 受 取 補 助 金					36,091,000	36,091,000
(15) 受 取 奨 励 金					616,263	616,263
(16) 賦 課 金					513,532	513,532
(17) 受 託 収 入						
(18) 損 害 防 止 収 入						
(19) 受 取 損 害 防 止 事 業 負 担 金					2,844,850	2,844,850
(20) 事 業 勘 定 受 入					5,487,713	5,487,713
(21) 業 務 雑 収 入						
事業収益合計(A)	30,841,840	13,863,341	42,465	859,476	45,553,358	91,160,480

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
2.事業費用						
(1) 保 険 料		96,843		456,920		553,763
(2) 技 術 料		164,301				164,301
(3) 共 済 金	9,490,779	14,757,278		179,683		24,427,740
(4) 診 療 諸 掛						
(5) 還 付 支 払 金						
(6) 無 事 戻 金	9,843,741					9,843,741
(7) 責 任 準 備 金 繰 入	6,429,287	805,843		138,323		7,373,453
(8) 支 払 備 金 繰 入			430,420			430,420
(9) 固 定 化 債 権 引 当 金 繰 入						
(10) 業 務 勘 定 繰 入	5,487,713					5,487,713
(11) 支 払 賦 課 金					205,875	205,875
(12) 一 般 管 理 費					56,205,241	56,205,241
(13) 普 及 推 進 費					336,678	336,678
(14) 損 害 評 価 費					5,653,048	5,653,048
(15) 損 害 防 止 費					8,320,328	8,320,328
(16) 負 担 金						
(17) 業 務 雑 費						
(18) 減 価 償 却 費					987,661	987,661
事業費用合計(B)	31,251,520	15,824,265	430,420	774,926	71,708,831	119,989,962
事業利益(事業損失) (C) = (A) - (B)	△409,680	△1,960,924	△387,955	84,550	△26,155,473	△28,829,482

(単位 円)

項 目	農 作 物 家 畜 畑 作 物 園 芸 施 設	共 済 勘 定 共 済 勘 定 共 済 勘 定 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合		
3.事業外収益						
(1) 業 務 勘 定 受 入						
(2) 財 産 処 分 益						
(3) 事 業 雑 利 益						
(4) 受 取 寄 付 金						
(5) 受 取 利 息					303,608	303,608
(6) 受 取 抛 出 金						
(7) 業 務 雑 利 益					28,000	28,000
(8) 業 務 引 当 金 戻 入					36,338,906	36,338,906
(9) 修 繕 引 当 金 戻 入						
事業外収益合計(D)					36,670,514	36,670,514
当年度総利益 (当年度総損失) (E) = (C)+(D)	△409,680	△1,960,924	△387,955	84,550	10,515,041	7,841,032
4.事業外費用						
(1) 事 業 支 払 利 息						
(2) 財 産 処 分 損					81,900	81,900
(3) 事 業 雑 損 失	21,408					21,408
(4) 業 務 支 払 利 息						
(5) 支 払 抛 出 金						
(6) 事 業 勘 定 繰 入						
(7) 固 定 化 債 権 回 収 不 能 損						
(8) 業 務 雑 損 失					4,482	4,482
(9) 業 務 引 当 金 繰 入						
(10) 修 繕 引 当 金 繰 入						
事業外費用合計(F)	21,408				86,382	107,790
前期利益(損失)	15,973,830	1,960,924	430,420	132,863	△10,428,659	8,069,378
純 利 益	15,542,742		42,465	217,413		15,802,620
純 損 失						

別表2

平成19年度津市農業共済事業貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.流動資産						
(1) 現 金 預 金					329,299,028	329,299,028
(2) 一 時 貸 付 金	237,387,420	2,309,581	3,248,068	3,429,263		246,374,332
(3) 有 価 証 券					3,500,000	3,500,000
未 収 金	1,539,566	1,249,593		75,393	56,623	2,921,175
(4) — 固 定 化 債 権 引 当 金 (差 引)						
(5) 前 払 費 用						
(6) その他流動資産						
(7) 貯 蔵 品						
流 動 資 産 計	238,926,986	3,559,174	3,248,068	3,504,656	332,855,651	582,094,535
2.固定資産						
有 形 固 定 資 産					9,480,500	9,480,500
(1) — 減 価 償 却 累 計 額 (差 引)					6,969,124	6,969,124
(2) 無 形 固 定 資 産					224,952	224,952
(3) 抛 出 金					6,574,910	6,574,910
固 定 資 産 計					9,311,238	9,311,238
資 産 合 計	238,926,986	3,559,174	3,248,068	3,504,656	342,166,889	591,405,773

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.流動負債						
(1) 一 時 借 入 金					246,374,332	246,374,332
(2) 未 払 金	168,550	1,686,068		122,647	7,300,703	9,277,968
(3) 前 受 収 益						
(4) 責 任 準 備 金	6,429,287	805,843		138,323		7,373,453
(5) 支 払 備 金			430,420			430,420
(6) その他流動負債					3,500,000	3,500,000
(7) 企 業 債						
流 動 負 債 計	6,597,837	2,491,911	430,420	260,970	257,175,035	266,956,173
4.固定負債						
(1) 退職給与引当金						
(2) 業 務 引 当 金					84,991,854	84,991,854
(3) 修 繕 引 当 金						
(4) 農 家 拠 出 金						
固 定 負 債 計					84,991,854	84,991,854
負 債 合 計	6,597,837	2,491,911	430,420	260,970	342,166,889	351,948,027
5.資本						
(1) 剰 余 金	216,786,407	1,067,263	2,775,183	3,026,273		223,655,126
法 定 積 立 金	120,643,453	456,375	1,321,412	917,754		123,338,994
特 別 積 立 金	96,142,954	610,888	1,453,771	2,108,519		100,316,132
(2) 当年度未処分剰余金 (未処理不足金)	15,542,742		42,465	217,413		15,802,620
繰越剰余金年度末残高 (不足金)						
当 年 度 純 利 益 (純損失)	15,542,742		42,465	217,413		15,802,620
資 本 計	232,329,149	1,067,263	2,817,648	3,243,686		239,457,746
負 債 資 本 合 計	238,926,986	3,559,174	3,248,068	3,504,656	342,166,889	591,405,773

津市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 8 年美杉村告示第 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 11 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

上多気区

三重県津市美杉町上多気 1041 番地 2

代表者 齋 藤 昭 久

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更 前	区域は、三重県一志郡美杉村上多気地内とする
変更 後	区域は、三重県津市美杉町上多気地内とする

(2) 事務所の所在地

変更 前	三重県一志郡美杉村上多気 634 番地 1
変更 後	三重県津市美杉町上多気 634 番地 1

(3) 代表者の氏名及び住所

変更 前	結城 實 三重県一志郡美杉村上多気 1302 番地
変更 後	齋藤 昭久 三重県津市美杉町上多気 1041 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また総会において、平成 20 年 6 月 1 日より新任

津市告示第 1 0 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田 1 8 9 番地 3

代表者 豊濱 幸生

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田 2 1 4 番地
	変更後	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田 2 1 4 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 3 月 2 1 日、定期総会において再任

津市告示第 1 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年芸濃町告示第 4 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

多門区自治会

三重県津市芸濃町多門 8 5 7 番地

代表者 駒田 利一

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	駒田 利一 津市芸濃町多門 9 1 2 番地
	変更後	駒田 利一 津市芸濃町多門 9 1 2 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日、定期総会において再任

津市告示第 1 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 1 6 3 番地 6

代表者 竹尾 信宏

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	宮崎 正一 津市芸濃町林 2 0 0 番地
	変更後	竹尾 信宏 津市芸濃町林 3 4 9 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日から、定期総会において新任

津市告示第 1 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年芸濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

北神山区自治会

三重県津市芸濃町北神山 3 6 2 番地

代表者 澤田 金生

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	澤田 金生 津市芸濃町北神山 3 7 0 番地
	変更後	澤田 金生 津市芸濃町北神山 3 7 0 番地

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 6 日、定期総会において再任

津市告示第 1 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

平林自治会

三重県津市芸濃町棕本 5 5 0 2 番地

代表者 中西 熙郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	真弓 茂雄 津市芸濃町林 1 9 0 9 番地 6 6
	変更後	中西 熙郎 津市芸濃町棕本 5 4 2 7 番地 3

3 変更理由及び年月日

平成 2 0 年 4 月 1 日、定期総会において新任

津市告示第 1 1 4 号

平成 2 0 年産の大豆に適用する単位当たり共済金額等を津市農業共済条例第 1 1 0 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

共済目的 の種類等	区域	引受方式	単位当たり共済金額		共 済 掛金率	農家負 担共済 掛金率
大豆 1 類	津市	半相殺	対象農業者以外	円 1,170	% 6.6	% 2.970
			対 象 農 業 者	1,590	6.6	2.970
			種 子 用	3,250	6.6	2.970
		全相殺	対象農業者以外	1,170	6.8	3.060
			対 象 農 業 者	1,590	6.8	3.060
			種 子 用	3,250	6.8	3.060
		一 筆	対象農業者以外	1,170	6.3	2.835
			対 象 農 業 者	1,590	6.3	2.835
			種 子 用	3,250	6.3	2.835

この表において「単位当たり」とは、1 0 キログラム当たりとする。

対象農業者とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 1 8 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき同法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第 2 条第 2 項各号に掲げる要件に該当する者である。

下記の者の平成20年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

平成20年6月13日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

下記の者の平成20年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成20年6月13日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
四日市市安島二丁目 10 番 16 号	株式会社 ハウリブ	18614

津市公告第 7 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 5 月 2 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居北口町駒ヶ谷 1 1 2 9 - 1 、 - 2 、 1 1 3 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県西春日井郡大字青山字金剛 1 1 5
武田 善次

津市公告第 7 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 5 月 2 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 3 - 1 3 の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県藤岡市藤岡 4 9
高井 作右衛門

津市公告第 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市の意見書を提出することができます。

平成 2 0 年 6 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

流域関連津市久居公共下水道

流域関連津市香良洲公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する。

3 都市計画の案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成 2 0 年 6 月 2 日

至 平成 2 0 年 6 月 1 6 日

津市公告第 7 5 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 2 0 年 6 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成 2 0 年 5 月 2 8 日から平成 2 0 年 6 月 2 7 日まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 7 6 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 2 0 年 6 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。
 - ア 6 0 歳以上の者（平成 1 8 年 4 月 1 日前に 5 0 歳以上の者）
 - イ 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
 - カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 1 3 年法律第 6 3 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
＜収入の算出方法＞

申込者及び同居者（予定者を含む。）の過去１年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を１２で除した額を収入という。

（ア）同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族１人につき３８万円

（イ）老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき１０万円

（ウ）特定扶養親族１人につき２０万円

（エ）申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者１人につき２７万円（特別障害者の場合は、１人につき４０万円）

（オ）申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫１人につき２７万円（所得金額が２７万円未満である場合には、当該所得金額）

（３）現に住宅に困窮していることが明らかな者

（４）津市内に住所又は勤務場所を有する者

（５）市町村税を滞納していない者

２ 受付期間、受付時間及び申込方法

（１）受付期間、受付時間

平成２０年６月３日（火）から同月６日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（２）申込方法

入居申込は、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（６階）及び各総合支所産業環境課（建設維持課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成２０年５月１９日（月）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業環境課（建設維持課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去3か月間（平成20年3月から平成20年5月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込ができる。

（1）条例第5条各号に該当する世帯

（2）母子世帯（20歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）

（3）引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）

（4）老人世帯（60歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）

（5）多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）

（6）心身障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成20年6月27日（金）を予定

5 募集住宅及び戸数

A区分住宅

（1） 白塚団地 1戸

津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,000円 ～ 32,800円

（2） 大井アパート 1戸 単身世帯可

津市中河原134番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,300円 ～ 24,600円

（3） 高洲町アパート 1戸 単身世帯可

津市高洲町19番30号 鉄筋コンクリート4階建 3DK

- 家賃 10,800円 ～ 23,800円
- (4) ぜにやま団地 1戸 単身世帯可
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,500円 ～ 12,000円
- (5) ぜにやま団地 4戸(2)
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 8,400円 ～ 27,400円
- (6) 藤方団地 2戸(1)
津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,600円 ～ 28,200円
- (7) 城山アパート 1戸 単身世帯可
津市城山二丁目19番11号 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,100円 ～ 11,700円
- (8) 小森団地2号館 1戸
津市高茶屋3丁目9番1-304 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 20,800円 ～ 41,700円
- (9) 雲出2号館 1戸 単身世帯可
津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 2DK
家賃 21,900円 ～ 48,000円
- (10) 野村団地 1戸 単身世帯可
津市久居野村町893番地1 簡易耐火平屋 2K
家賃 3,200円 ～ 7,100円
- (11) 相川西団地 1戸
津市久居野村町2004番地1 鉄筋コンクリート3階建 3K
家賃 10,700円 ～ 23,600円
- (12) 森団地 1戸 単身世帯可
津市森町2134番地 簡易耐火2階 2DK
家賃 9,400円 ～ 15,600円
- (13) 雲出2号館 1戸 老人世帯用
津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 25,700円 ～ 56,500円

B区分住宅

- (14) 大井住宅 1戸

- | | | | |
|---------|--------------------------------|---------------|-------|
| | 津市中河原 2 0 0 3 番地 3 1 | 簡易耐火構造 2 階建 | 3 D K |
| | 家賃 1 8, 1 0 0 円 ~ 2 5, 9 0 0 円 | | |
| (1 5) | 朝夕アパート 1 戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市下弁財町津興 8 0 2 番地 | 鉄筋コンクリート 4 階建 | 2 D K |
| | 家賃 7, 8 0 0 円 ~ 1 1, 3 0 0 円 | | |
| (1 6) | 阿漕 1 号館 1 戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市柳山津興 3 1 8 番地 | 鉄筋コンクリート 4 階建 | 2 D K |
| | 家賃 8, 7 0 0 円 ~ 1 2, 4 0 0 円 | | |
| (1 7) | 西城山アパート 1 戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市城山三丁目 1 0 番 3 - 3 0 4 号 | | |
| | | 鉄筋コンクリート 4 階建 | 2 D K |
| | 家賃 8, 7 0 0 円 ~ 1 2, 5 0 0 円 | | |

() 内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成 2 0 年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃となります。

また、平成 2 1 年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成 2 0 年 8 月上旬 (予定)

津市公告第 7 7 号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例 2 1 6 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 2 0 年 6 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- （1）入居時において、夫婦の年齢が 4 0 歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者

当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者

- （2）条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者
- （3）市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

- （1）受付期間、受付時間

平成 2 0 年 6 月 3 日（火）から同月 6 日（金）までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

- （2）申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6 階）又は各総合支所産業環境課（建設維持課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成 2 0 年 5 月 1 9 日（月）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業環境課（建設維持課）で交付する。（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成20年6月26日（木）を予定

4 募集住宅及び戸数

- (1) コミュニティ瑞穂 2戸 津市美杉町太郎生1939番地
木造かわらぶき2階建 3LDK 家賃 32,000円

5 入居の時期

平成20年8月上旬（予定）

津市公告第 7 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 6 月 4 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 6 月 1 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 藤方	柴犬	茶	オス	中	不明	負傷犬

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 79 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 事業計画が公示された年月日

平成 20 年 5 月 9 日

- 2 調査を実施する者の名称

津市

- 3 調査区域

林川原 5、佐田①、佐田②、鴉谷、五百野 2、西千里、津地区

- 4 調査期間

公告の日から平成 21 年 3 月 31 日まで

津市公告第 8 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 8 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）第 1 3 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 4 . 0 メートル
- 2 延長 3 5 . 0 メートル
- 3 地名地番 津市広明町 2 5 0 番 2 9 の一部、2 5 0 番 3 6 の一部及び 2 5 0 番 3 7

津市公告第 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 5 月 2 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字北興 7 8 1 9 - 1 ほか 6 9 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市東丸之内 2 0 - 1 0
株式会社マルヤス
代表取締役社長 坂崎 勅也

津市公告第 8 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 2 0 年 5 月 2 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出島貫町字北浦 8 0 7 - 1 ほか 1 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市雲出島貫町 5 0 1
神谷 吉美

津市公告第 8 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 0 年 6 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 0 年 6 月 1 2 日

2 抑留期間 平成 2 0 年 6 月 1 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 稲葉町	雑種	茶黒	オス	中	不明	茶色の首輪（革）
2	津市 稲葉町	雑種	茶	メス	中	不明	茶色の首輪（布）

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市選挙管理委員会告示第18号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年6月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改める。

表津の部第21投票区の項中「ハーモニータウン」の次に「、ハーモニータウン津」を加え、同表久居の部第71投票区の項中「東さくらが丘」の次に「、南さくらが丘」を加え、同部第73投票区の項中「三重中央医療センター」の次に「、ビオガーデン新町」を加える。

表白山の部を次のように改める。

白山	第103投票区	城立、小杉、大原、自衛隊白山分とん基地、福田山、布引
	第104投票区	立町、西町、本町、宮町、緑ヶ丘、東町、瀬戸、北家城、藤、二俣、真見
	第105投票区	川口北、川口中、川口南、御城、市場、聖ヶ丘、的場、馬場、瀬古、岩脇、小野、新家、上田、杉ヶ瀬、上野、大角、双川、吹毛、御衣田、大広、茅刈、並木
	第106投票区	沖広、茶屋、白山台団地、中徳田、西徳田、浜城、閑城、向居、向居山出、並木、岡、三重中央カントリー
	第107投票区	美坂、大井谷、上広、茶屋の前、滝ヶ広、古垣内、北垣内、里川、殿垣内、中村、北谷、中出、親保
	第108投票区	口佐田、中佐田、奥佐田、佐田駅下、谷団地、東谷団地、堂坂団地、グリーンハイツ、上佐田、中ノ村、南出、大昌団地、大発団地、バラード

		青山、ロイヤルタウン・原、上ノ村、グリーンタウン・原、垣内
	第 1 0 9 投票区	算所団地、八対野 1 区、八対野 2 区、八対野 3 区、八対野 4 区、八対野 5 区、日生学園、内野、稲垣上出、稲垣中出、稲垣下出、古市、伊勢見、ガーデンビレッジ青山高原、山田野田中区、山田野上出区、山田野下司名区、山田野北出区、山田野美里区、山田野 1 区、久保団地、スカイグランデ

表美杉の部中「第 1 1 3 投票区」を「第 1 1 0 投票区」に、「第 1 1 4 投票区」を「第 1 1 1 投票区」に、「第 1 1 5 投票区」を「第 1 1 2 投票区」に、「第 1 1 6 投票区」を「第 1 1 3 投票区」に、「第 1 1 7 投票区」を「第 1 1 4 投票区」に、「第 1 1 8 投票区」を「第 1 1 5 投票区」に、「第 1 1 9 投票区」を「第 1 1 6 投票区」に、「第 1 2 0 投票区」を「第 1 1 7 投票区」に、「第 1 2 1 投票区」を「第 1 1 8 投票区」に、「第 1 2 2 投票区」を「第 1 1 9 投票区」に、「第 1 2 3 投票区」を「第 1 2 0 投票区」に、「第 1 2 4 投票区」を「第 1 2 1 投票区」に、「第 1 2 5 投票区」を「第 1 2 2 投票区」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成20年6月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,625人
2	6分の1の数	38,540人
3	3分の1の数	77,080人

津市水道局告示第 1 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 0 年 6 月 3 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
藤原業務店	津市柳山津興 1 2 5 6 番地 4	平成 2 0 年 5 月 2 7 日

津市監査委員告示第 6 号

監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、津市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 10 日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 大 野 寛
同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

平成 20 年 3 月 6 日付津市監査委員告示第 4 号公表分

監査対象機関	市民部 市民交流課 高茶屋出張所
【監査の結果】 高茶屋出張所について、諸証明等手数料の指定金融機関等への納入は、週 2 回とされているが、当日に納入できるよう措置を指導した。	【措置の内容】 諸証明等手数料の指定金融機関等への納入は、当日に納入するよう改善措置を講じました。
監査対象機関	社会福祉法人 津市社会福祉協議会 (所管部局／健康福祉部福祉政策課)
【監査の結果】 市からの補助金の使用に当たり、経理上適切な科目の表示がされていなかったことから、使途の明確性が確保されるよう処理の是正を指導した。	【措置の内容】 平成 20 年度から人件費以外の仕訳伝票（研修費、賃借料、助成金他）に補助金の印（補）を明示しました。
監査対象機関	健康福祉部 こども家庭課
【監査の結果】 一部の園において、外出簿等に記載誤りが見られたので、是正を指導した。	【措置の内容】 市立保育園及び療育センターに対し、外出簿等の記載については、指導事項を踏まえ、改善しました。

監査対象機関	競艇事業部 競艇管理課
【監査の結果】 競艇事業収入のうち、場内使用料（売店使用料）及び雑入（電気・水道料金）において、毎月末収入未済額が発生していることから、納期内に納付されるよう指導されたい。	【措置の内容】 該当する食堂の関係者に対し、納期内に納付するよう指導を行いました。
監査対象機関	津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理者・株式会社日硝ハイウエー（所管部局／都市計画部交通政策課）
【監査の結果】 指定管理業務に係る経理において、勘定科目の設定と会計処理の一部を適切に行うよう指導した。 施設の利用料金は、津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例第14条第1項で、「使用許可の際に支払わなければならない」と定められているが、施設の利用時に徴収されていたので、適正に措置されるよう指導した。	【措置の内容】 指定管理用通帳の作成を指導し、確認しました。また勘定科目についての内容確認を行いました。 交流広場の使用許可に係る手続方法を確認しました。
監査対象機関	芸濃総合支所 総務課
【監査の結果】 当課所管の行政財産のうち、畑（現況地目／宅地）2筆については、分筆及び地目変更・所有権移転の登記がされていないため、速やかに登記を完了されるよう指導した。	【措置の内容】 左記の市有地の未登記について、平成20年3月12日に全ての登記の処理をしました。

監査対象機関	美里総合支所 総務課
【監査の結果】 行政財産使用許可について、使用料の調定がされていなかったの で、是正を指導した。	【措置の内容】 調定の是正指導について、調定の事務処理 をしました。
監査対象機関	美里総合支所 地域振興室
【監査の結果】 実行委員会方式による地域活動 振興事業（補助事業）について、 次のとおり指導した。 平成18年度補助金は、交付決 定額をもって確定（精算）額とさ れているが、事実上精算に伴う剰 余金が発生していることから、津 市補助金等交付規則第13条の趣 旨を踏まえ、是正をされること。	【措置の内容】 19年度から事実上精算に伴う剰余金は是 正しました。
監査対象機関	美里総合支所 市民福祉課
【監査の結果】 （福）津市社会福祉協議会に対 する行政財産の使用許可について は、許可条件が十分でなく、不服 申立て等に係る教示もされていな いことから、是正を指導した。	【措置の内容】 津市行政財産使用許可書の、許可条件、不 服申立て等に係る教示についての条文を整備 しました。
監査対象機関	香良洲総合支所 総務課・香良洲老人福祉セ ンター・香良洲多目的ホール
【監査の結果】 サンデルタ香良洲において、多 目的ホール使用料等の現金を取り 扱っているが、現金取扱員が設置 されていなかったの、是正する よう指導した。 香良洲庁舎等維持管理事業で	【措置の内容】 現金取扱員の設置について、現金取扱員と して2名指名し、現金取扱員報告書を提出し ました。 テレビ受信契約について、19年度契約台

は、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。 公有財産及び物品については、工業専用地域等に多くの未利用地を所有しているほか、マイクロバスの当年度利用日数も９月末日現在で８日と利用率が低いことから、これらの処分も含めた適切な利活用について検討されたい。 サンデルタ香良洲については、築後１３年経過していることから、平成１９年９月には空調設備が故障するなど、機械設備等の老朽化が進んでおり、施設利用者が安全・快適に利用できるよう、計画的な維持管理に努められたい。 交通安全母の会補助金については、２団体に交付されているが、補助対象経費及び剰余金の取扱い等が明確にされていないことから、今後の補助のあり方を検討されたい。	数６台のうち３台処分をして、２０年度契約台数は３台としました。 未利用地について、一般競争入札等による売却などで約９７０㎡を処分しました。また、マイクロバスについて、交通不便な地域にとって重要な足になりますので、一層積極的な利用を図っていきます。 サンデルタ香良洲については、地域かがやきプログラム東部エリアの「地域連携による交流の推進事業」のなかで、「ユニバーサルデザイン推進のモデル地区づくり」として、リニューアルの計画が策定されました。 平成２０年度から、「津市交通安全父母の会活動補助金に係る取扱いについて」（平成１９年１０月２９日決裁済）により取扱います。
監査対象機関	香良洲総合支所 産業環境課
【監査の結果】 香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約において、市の歳入となるべき資源ごみ売払	【措置の内容】 資源ごみ売払い収入の取扱いにつきまして、平成２０年度の委託契約書から整備しました。

収入の取扱いに係る仕様を明確に定めるなどの措置を講じるよう指導した。また、受託者から、既定の仕様書による各種書類が提出されていなかったため、その履行を徹底させるよう指導した。

香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約については、2号随意契約で締結されているが、業務内容も踏まえ競争入札への移行について検討されたい。

香良洲墓園の維持管理については、次のとおり措置されるよう望むものである。

ア 総区画数921のうち、平成19年9月末日現在139区画(同課提出資料による。)が未使用となっているが、合併により使用者の範囲が拡大したことから、効果的な情報提供により未使用区画の解消に努められること。

イ 墓園使用許可証において、使用权の承継をはじめ、重要な使用許可条件が示されておらず、また、墓園使用承継許可証の一部に不備が見られたため、これら許可証様式の見直しのほか、墓園使用に係る契約書の締結について検討されること。

各種書類の提出については、早速提出させました。

平成20年度から指名競争入札を実施しました。

本庁及び各総合支所関係窓口にてPRを依頼し未使用区画の解消に努めました。

墓園を管理している他の総合支所との関連もあり、条例、規則の改正等について関係課において検討中であります。

平成18年度の営農・生産団体育成事業補助金及び環境保全型農業推進事業補助金が、それぞれ同一団体に交付されているが、当該補助金の充当経費などに不適切な処理がみられたことから、その是正とともに、当年度補助金の交付額確定に際し、適正に審査されるよう指導した。

香良洲公園ほか2公園の除草等管理業務委託料は毎月支払われているが、受託者から毎月の委託業務実績報告書等が提出されていなかったことから、その履行を徹底させるよう指導した。

海岸及び公園等の松林の維持管理に伴い、24本の枯松伐倒処理が実施されているが、未処理（処理予定分を含む。）の枯松が20本確認（同課調べ。）されていることから、海岸等利用者の安全の確保等を図るべく、できる限り早期に処理を完了されるとともに、一層の松枯被害防止対策に努められたい。

香良洲町地内道路路肩除草業務の委託については、当年度から施工場所を2箇所分割して発注されたが、一括発注した平成18年

営農・生産団体育成事業補助金及び環境保全型農業推進事業補助金について、当年度補助金交付額の確定の際に適正な審査及び当該団体に対し指導等の措置を講じました。

委託業務実績報告書の提出について、受託者に対し、毎月の委託業務実績報告書を提出させ、今後においても必ず提出するよう指導等の措置を講じました。

海岸及び公園等の松林の維持管理について、枯松の未処理分のすべてを平成20年3月で処理を完了するとともに、松枯れ被害防止策として、老松40本を対象に樹幹に対し薬剤注入の措置を講じました。

平成20年度より当該業務については、津南工事事務所の所管となりましたが、業務委託については、予算の効率的な執行が図られるようにしていきます。

度契約に係る 1 平方メートル当たり単価相当額に比べ 1.5 倍以上増高したことから、予算の効率的な執行を図るため、分割発注の見直しについて検討されたい。	
監査対象機関	一志総合支所 総務課・とことめの里一志
【監査の結果】 平成 18 年 4 月 1 日及び平成 19 年同日付けの公衆電話施設の設置ほか 2 件の行政財産使用許可について、当年度使用料の調定を指導した。 とことめの里一志送迎バス運行管理業務の委託契約について、受託者は毎月運行報告を提出しなければならない仕様の履行を、受託者に徹底されるよう指導した。 普通財産について 一志町井生地内の水路敷(面積 1 千 6 2 2 平方メートル)を、昭和 49 年当時から 1 平方メートル当たり月額 7 円でゴルフ場用途に貸付けされているが、現行賃料の価格の妥当性について検討の上、更新されたい。 一志町史について、448 部(平成 19 年 10 月末現在。同課調べ。)の在庫を抱え、販売価格に換算すると、403 万 2 千円相当となることから、販売促進及び有効利用	【措置の内容】 定期監査後に、ただちに使用料の調定の処理をしました。 受託者に対し、仕様の履行を徹底するよう指導し、その後は毎月の運行日報が提出されております。 平成 19 年 12 月にゴルフ場の固定資産税の見直しがありましたので、新しい評価額にて算出した賃料で新たに契約書を締結しました。 監査結果後に、販売促進のために広報津に一志町史販売の記事の掲載、また販売啓発のチラシを作成し公共施設の窓口に置くなどの措置を講じました。

を図られたい。	
監査対象機関	一志総合支所 地域振興室
【監査の結果】 地域活動振興事業（補助事業）について、次のとおり指導した。 ア 平成18年度補助金が充当された、実行委員会による電飾設營業務等に係る契約は、随意契約で締結されているが、契約の目的及び内容等に照らし、できる限り競争性を確保されるよう、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。 イ 当年度の「納涼盆おどり大会事業」について、実績の報告及び精算が遅延していたことから、今後は適切に処理されるよう、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。	【措置の内容】 実行委員会に対し、ご指摘を受けました事項について、事業担当課を通じて、次回の事業の実施に際しては、見積もり合わせを行う等、競争性を確保するよう指導いたしました。 実行委員会に対し、事業担当課を通じて、今後、適正な処理を行うよう指導いたしました。
監査対象機関	一志総合支所 市民福祉課
【監査の結果】 高岡老人憩いの家の指定管理について 津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第6条に定める使用料について、指定管理者の減免措置により市に納入されていないが、当該措置は市長の権限に属することから(同条例第7条)、是正さ	【措置の内容】 減免申請書の提出は、一志総合支所市民福祉課福祉担当へ提出するよう指導しました。 監査日以降の減免申請書については、市民福祉課へ提出されております。

れること。 指定管理者から、同協定書及び仕様書に基づく防火管理者、消防計画及び消防設備保守点検結果等を市に報告するよう徹底されること。 老人クラブ事業補助金について平成18年度補助金の3倍から4倍を超える相当額の剰余金を生じている団体があることから津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ補助金のあり方を検討されたい。	監査時においては、防火管理者、消防計画及び消防設備保守点検結果報告の提出がなされておりましたが、提出の指導をしましたところ、後日提出がありました。 高齢福祉課にて剰余金の基準についての確認をし、その内容を各単位老人クラブ会長に対し剰余金抑制についての指導をしました。
監査対象機関	白山総合支所 総務課
【監査の結果】 白山庁舎等維持管理事業では、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているところであるが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。	【措置の内容】 テレビ受信契約台数について、契約台数の見直しを行い、3台の契約削減の措置を講じました。
監査対象機関	美杉総合支所 産業建設課
【監査の結果】 産業振興補助金について、一部事業において補助金の充当が適当でない経費が見られたことから、補助金の交付決定に当っては、内容を十分に審査し、慎重に取り扱われるよう望むものである。	【措置の内容】 当該補助金の経費について、補助対象外経費として変更承認申請の際に処理しました。